

公告一般第29号

令和4年1月14日

被保険者各位

日本郵船健康保険組合

理事長 日暮 豊



任意継続被保険者に適用する標準報酬決定の件

健康保険法第47条の規定に基づき、当健康保険組合加入の任意継続被保険者に適用する令和4年4月1日から令和5年3月31日までの標準報酬を、下記の通り決定したので、公告致します。

記

標準報酬            930,000円（第42等級）

（令和3年9月30日現在の全被保険者の平均報酬月額   ： 928,960円）

（注）退職時の標準報酬が930,000円より低い場合は、退職時の標準報酬が適用されます。

以上